

国立大学法人東京農工大学学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学学則（16 経教規則第2号）の一部を次のとおり改正する。

現 行	改 正 後
<p>国立大学法人東京農工大学学則</p> <p style="text-align: center;">平成16年4月7日 16 経教 規則第2号</p> <p>第1条～第8条 省略（現行どおり）</p> <p>第9条 本学に、次の学部附属の教育施設又は研究施設を置く。</p> <p>一 農学部 広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター 家畜病院 硬蛋白質利用研究施設</p> <p>二 工学部 繊維博物館 機械工場</p> <p>第10条～第111条 省略（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略（現行どおり）</p>	<p>第1条～第8条 省略（現行どおり）</p> <p>第9条 本学に、次の学部附属の教育施設又は研究施設を置く。</p> <p>一 農学部 広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター 家畜病院 硬蛋白質利用研究施設</p> <p>二 工学部 繊維博物館 <u>ものづくり創造工学センター</u></p> <p>第10条～第111条 省略（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略（現行どおり）</p>

附 則（19教規則第4号）

この規則は、平成19年4月23日から施行し、平成19年4月1日から適用する。